

北海道告示第10981号

北海道が令和 6 年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和 6 年 6 月12日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘 要
1 林業・木材産業構造改革事業 安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成、木材利用及び木材産業体制の整備推進を図るために予算の範囲内で補助する。		市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び再貸し付けを実施するものが林業・木材産業構造改革事業を行う場合又は市町村が林業・木材産業構造改革事業を行う森林組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費				提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1) 安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成 ア 林業機械作業システム整備 イ 効率化施設整備 ウ 活動拠点施設整備 エ 林業機械リース支援 オ 高性能林業機械整備附帯事業 (1)アからウまでのいずれかの事業を実施する場合に限る。)	市町村、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第 2 号に定める森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているしているもの		(1)アの事業 3 分の 1 以内。ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては 4 分の 1 以内、スイングヤード、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン等については10分の 4 以内、新たに造林事業を開始する者、実践体制評価を受け認定を受けているなどの場合にあつては 2 分の 1 以内。	水林第2号様式（(1)エの事業に限る。） 水林第14号様式 水林第18号様式（(1)エの事業に限る。） 水林第20号様式 水林第32号様式（(1)エの事業に限る。（申請者が市町村である場合を除く。）） 水林第52号様式（(1)エの事業を除く。） 水林第53号様式（(1)エの事業を除く。） 別に指示する様式	水林第2号様式（(1)エの事業に限る。） 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第52号様式（(1)エの事業を除く。） 水林第53号様式 別に指示する様式			

		に限る。)をいう。)、選定経営体(効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として知事が選定した林業経営体)、新たに造林事業を開始する者及び再貸し付けを実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、知事が林野庁長官等と協議して認める団体に限る。)(森林整備法人等、選定経営体新たに造林事業を開始する者及び再貸し付けを実施するものは、(1)のエの事業に限る。)		(1)イ、ウの事業 2分の1以内。 (1)エの事業 3分の1以内。ただし、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン等については10分の4以内、林業用四輪駆動ダンプトラックについては4分の1以内、実践体制評価を受けて認定を受けているなどの場合にあっては2分の1以内。 (1)オの事業 2分の1以内。					
(2) 木材利用及び木材産業体制等の整備推進 ア 特用林産物活用施設等整備 イ 特用林産振興施設等整備 (2)アの事業を実施する場合に限る。) ウ 木材加工流通施設整備 エ 森林バイオマス等活用施設整備	市町村		(2)アからキまでの事業 2分の1以内。ただし、木材集出荷用機械(原木輸送用トラック)の導入にあたっては3分の1以内。 木造公共施	水林第14号様式 水林第20号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式				

オ 木材加工流通施設等整備 備附帯事業 (2) ウからエまでの いずれかの事業を実施 する場合に限る。) カ 木造公共施設整備 キ 木造公共施設整備附帯 事業 (2) カの事業を実施す る場合に限る。) ク 未利用間伐材等活用機 材整備 ケ 木質バイオマス供給施 設整備 コ 木質バイオマスエネル ギー利用施設整備 サ 木質バイオマス利用促 進施設整備附帯事業 (2) クからコまでの いずれかの事業を実施 する場合に限る。)			設、木製外構 施設等につい ては、特にモ デル性が高い もの等を除き 定額 1 5 %以 内、木質内装 については定 額 3 . 7 5 % 以内。 (2) クの事業 2 分の 1 以内。 (2) ケの事業 3 分の 1 以 内。ただし、 林野庁長官が 別に定める 「地域内エコ システム」の 構築等に資す る取組である 場合にあつて は 2 分の 1 以 内（次に規定 する場合を除 く）。 電気事業者 による再生可 能エネルギー の電気の調達 に関する特別 措置法第 9 条 の再生可能エ ネルギー発電 事業計画の認 定を受けた発 電施設（以下 「発電施設」 という。）に 供給すること					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

を主たる目的とする施設（以下「供給施設」という。）については次のとおり。

ア 発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合であっても2分の1以内。

イ 発電施設が地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合には15%以内。

ウ 上記以外
の場合にあ
っては3分
の1以内。

(2) コの事業
3分の1以
内。ただし、

				林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあっては2分の1以内。 (2)サの事業 2分の1以内。						
2	森林整備地域活動支援交付金事業 計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。				水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長		
	(1) 森林経営計画作成促進	市町村	市町村が、市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林経営計画作成促進のために交付する経費及び市町村が実施する森林経営計画作成促進に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 情報の収集に要する経費 (2) 森林の調査に要する経費 (3) 合意形成活動に要する経費	定額						
	(2) 森林境界の明確化	市町村	市町村が市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林境界の明確化のために交付する経費及び市町村が実施する森林境界の明確化に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 情報の収集に要する経費 (2) 境界の調査に要する経費	定額						

		ア 森林境界の確定に要する経費 (7) 森林境界の測量に要する経費 a 現地測量に要する経費 b リモートセンシングデータ等を活用した測量に要する経費 (イ) 合意形成活動に要する経費 イ 森林境界案の作成に要する経費							
(3) 森林所有者の探索	市町村	市町村が市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林所有者の探索のために交付する経費及び市町村が実施する森林所有者の探索に要する経費のうち次に掲げる経費 所有者不明森林の所有者探索・確認に要する経費	定額						
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村	市町村が市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備のために交付する経費及び市町村が実施する森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に要する経費のうち次に掲げる経費 作業路網の改良活動に要する経費	定額						
(5) 森林整備地域活動支援推進事務	市町村	市町村が実施する森林整備地域活動支援推進事務のうち次に掲げる経費 (1) 推進等に要する経費 (2) 確認事務に要する経費 (3) 交付事務に要する経費	2 分の 1 以内						
3 森林資源デジタル管理推進対策事業 レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化及び所有者情報等の精度向上を行う事業について、予算の範囲内で補助する。				水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長		
(1) レーザ計測情報整備 ア 航空レーザ計測・解析 イ 既存航空レーザ測量成果を活用した資源解析 ウ ドローンレーザ計測・解析 エ 地上レーザ計測・解析	市町村 林業経営体等	レーザ計測や森林情報の解析に要する経費（技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	定額						

	(2) 所有者情報等の精度向上	市町村	所有者情報の精度向上に要する経費 (技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費)	2 分の 1 以内					
4	林業・木材産業生産基盤強化対策事業 地域の需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、路網整備、間伐材の生産等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。	別表のとおり	補助対象者が林業・木材産業生産基盤強化対策事業を行う場合における次の事業に要する経費 1 間伐材生産 2 路網整備・機能強化対策	別表のとおり	別表の事業種目に掲げる 1 の事業 水林第 2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村長である場合を除く。) 別に指示する様式 別表の事業種目に掲げる 2 の事業 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第63号様式 別に指示する様式	別表の事業種目に掲げる 1 の事業 水林第 2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式 別表の事業種目に掲げる 2 の事業 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第63号様式 水林第64号様式 水林第65号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
5	低コスト再造林対策事業 地域の実情に応じた再造林の低コスト化の取組に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 選定経営体 (効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体) ・森林整備法人等 ・森林所有者	補助対象者が低コスト再造林対策事業を行う場合における次の事業に要する経費 1 低コスト再造林対策 (1)低コスト造林の支援 ①一貫作業システム ②低コスト造林 ③下刈り (2)機械器具の整備 機械器具の購入、賃借、運送料 (3)関連条件整備活動 ((1)と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取り付け等、	定額 (2 分の 1、3 分の 2 以内)	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村長である場合を除く。) 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

		長期受委託契約や基金造成等の事務経費等、森林作業道の整備、鳥獣害防止施設等の整備)						
6 北海道苗木安定供給推進事業 優良苗木の安定的な供給体制を整備するために実施するコンテナ苗木生産基盤施設等整備に対して、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がコンテナ苗木生産基盤施設等整備事業を行う実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費及び市町村が行う当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの	2分の1以内	水林第14号様式 水林第20号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1) コンテナ苗木生産基盤施設等整備		1 機械器具費 コンテナ苗木生産に必要な機械の導入に要する経費とする。 2 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗木生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費とする。 3 コンテナ苗木生産資材 コンテナ苗木の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。						
(2) コンテナ苗木幼苗生産高度化施設等整備		1 機械器具費 コンテナ苗木生産に必要な機械の導入に要する経費とする。 2 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗木生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費とする。 3 幼苗生産資材 コンテナ苗木の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。						
(3) 被災施設等の再整備		1 機械器具費 コンテナ苗木生産に必要な機械の導入に要する経費とする。 2 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗木生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費とする。 3 コンテナ苗木生産資材及び幼苗生産資材						

			被災により新たに必要となる資材の調達に要する経費とし、当該資材の運搬費を含むものとする。						
7	森林・山村多面的機能発揮対策推進事業 集落周辺の森林等における森林・山村多面的機能発揮対策活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。								
(1)	活動支援事業	北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会が里山林等において実施主体が行う以下の活動に対し、交付金を交付するために要する経費。 ①活動推進費 ②地域環境保全タイプのうち里山林保全活動 ③地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備活動 ④森林資源利用タイプ ⑤森林機能強化タイプ ⑥関係人口創出・維持タイプ	国の交付額の6分の1以内。ただし、市町村が補助対象者又は事業実施主体に交付する額を上限とする。	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課		
(2)	活動推進事業	市町村	市町村が活動組織に対し行う推進・指導等に要する経費（賃金、謝金、旅費、需用費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借費、備品費）	定額	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
8	森林施業プランナー育成対策事業 森林施業プランナーを目指す森林組合、民間林業事業体の職員を対象に実践的な技術・知識の習得を図り、地域の森林管理の担い手となる森林施業プランナーの育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道森林組合連合会	北海道森林組合連合会が行う森林施業プランナー育成対策事業に要する経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部森林海洋環境局成長産業課		

別表

事業種目	補助率等	補助対象者
1 間伐材生産 （１）間伐材生産 ・不用木の除去（侵入竹を含む） ・不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） ・支障木やあばれ木等の伐倒 ・造材 ・集材 ・搬出、集積、積込 ・その他付帯施設整備 （２）関連条件整備活動 間伐材生産と一体的に実施する ・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け ・森林作業道の整備 ・鳥獣害防止施設等整備	定額 2 路網整備・機能強化対策の（２）に定める単価を準用	・市町村 ・森林整備法人等 （分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出してしているもの。）） ・選定経営体 （効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体）
2 路網整備・機能強化対策 （１）林業専用道（規格相当）整備 ・作設 ・補強 ・点検診断 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 ・関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け） （２）森林作業道の整備 ・作設 ・補強 ・関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け） （３）機能強化（単独型） ・橋りょう改良 ・局部改良 ・雪害対策 ・ずい道改良 ・幅員拡張 ・のり面保全 ・交通安全施設 ・舗装及び路面工 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 ・関連条件整備活動（機能強化（単独型）と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け） （４）機能強化（一体型） ・防護施設 ・交通安全施設 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 ・その他 ・関連条件整備活動（機能強化（一体型）と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け）	定額 （１）林業専用道（規格相当）整備 ①林業専用道（規格相当）整備の交付率は、定額 ・北海道の開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり32,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり35,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり38,000円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を上限とする。 ②関連条件整備活動 ・1間伐材生産に定める単価を準用 ③補強（林業専用道（規格相当）、森林作業道） ・林業専用道（規格相当）の合計事業費の10%を上限とする。 ④点検診断 ・林業専用道（規格相当）の合計事業費の20%を上限とする。 （２）森林作業道の整備 ①森林作業道整備の交付率は、定額 ・北海道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2,000円を上限とする金額を乗じた金額とする。 （補強の経費を含む） ②関連条件整備活動 ・1間伐材生産に定める単価を準用 （３）機能強化（単独型） ①交付率については、1/2以内 ②関連条件整備活動 ・1間伐材生産に定める単価を準用 （４）機能強化（一体型） ①交付率については、1/2以内 ②関連条件整備活動 ・1間伐材生産に定める単価を準用	・市町村 ・森林整備法人等 （分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出してしているもの。）） ・選定経営体 （効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体）

(5) 森林作業道の機能強化 ・切土 ・盛土 ・簡易構造物の設置 ・排水施設の設置 ・その他 ・関連条件整備活動（森林作業道の機能強化と一体的に実施） (6) 林業専用道（規格相当）復旧 ・路体 ・法面 ・擁壁 ・排水施設 ・付帯施設等の復旧 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 ・関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）の復旧と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け）	(5) 森林作業道の機能強化 ① 交付率については、1/2以内 ・ 1 間伐材生産に定める単価を準用 (6) 林業専用道（規格相当）復旧 ① 交付率については、1/2以内 ② 関連条件整備活動 ・ 1 間伐材生産に定める単価を準用	
--	--	--